◆ 名簿作成から平常時の避難支援等関係者への名簿情報の提供までの流れ

名簿に掲載されるのは、<u>生活の基盤が施設等ではない</u>高齢者、障害者などの要配慮者のうち、災害時等の避難行動に特に支援が必要な以下の方々です。

市及び県の情報により名簿に掲載される方 (申し出必要なし)

- 1 要介護3~5の認定を受けている方
- 2 身体障害者手帳1~3級の交付を受けている方
- 3 療育手帳の重度(A)の判定を受けている方
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けて いる方
- 5 障害を理由とする公的年金の1級を受けている 方
- 6 特別児童扶養手当の1級又は特別障害者手当 を受けている方
- 7 難病患者のうち、特定疾患医療受給者の認定を受けている方
- 8 難病患者のうち、小児慢性特定疾患医療受給 者の認定を受けている方

申し出により掲載される方 (市に「名簿掲載申出書」を提出)

- 9 要介護1、2の認定を受けている方で 本人等から申し出のあった方
- 10 乳幼児で保護者等から申し出のあった方
- 11 妊産婦で本人等から申し出のあった
- 12 外国人で本人等から申し出のあった方
- 13 1~12 以外で市長又は避難支援等 関係者が避難支援等の必要を認めた 方

防府市避難行動要支援者名簿の作成

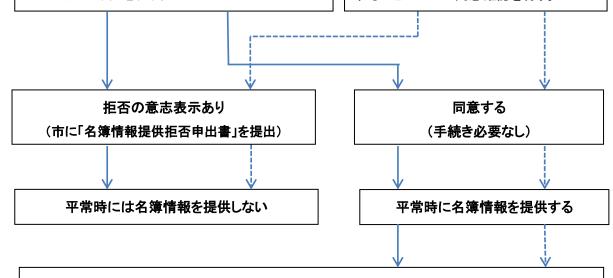
名簿情報の内容(氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等 を必要とする事由)

通知による意思確認

市及び県の情報により名簿に掲載される方へ名簿に掲載したことを通知するとともに、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することについて同意確認を行う。

申し出と同時に意思確認

申し出により名簿に掲載される方は 「名簿掲載申出書」提出時に、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供 することについて同意確認を行う。



避難支援等関係者(名簿情報の提供先)

市消防本部、山口県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織及び自治会